

海外

論文 &

レポート

コミュニティ利益会社 (CIC) と社会的企業 (その1)

中川雄一郎 (協同総研 / 明治大学)

はじめに

私は、拙著『社会的企業とコミュニティの再生』(大月書店、2005年4月)の第四章で社会的企業について論じ、多少長めの定義となってしまうが、私なりの「社会的企業の定義」を試みた。その定義は以下のものである。

社会的企業は、地方のコミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的を、シチズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である。社会的企業の事業活動と経営はそれに自発的に参加する人たちの意思決定によるステークホルダー型の民主的管理に基づいて実践され、またその事業活動と経営によって生じる利益(剰余)は、主に事業とコミュニティに再投資されることから、個人の間には分配されないかあるいは分配を制限されるかいずれかである。このことは、社会的企業の事業と経営が利潤最大化の動機によってではなく、「人びとの労働と生活の質」と「コミュニティの質」の双方を向上させるとい

う社会的目的を達成する非営利の動機によって遂行されることを意味する。

もちろん、この「定義」の試みは、社会的企業研究者による経済的、社会的な基準や指標の他に、イギリスの通商産業(貿易産業)省(DTI)が発表した『社会的企業：成功のための戦略』(2002年7月)、『コミュニティのための企業：コミュニティ利益会社の提案』(2003年3月)、『社会的企業に関する中間報告』(2003年10月)そして2002年9月にDTI内部に設置された「内閣府戦略局」から発表され、「CICのコンセプト」を最初に概説した『私的な行動、公的な利益』に基づいてなされている。

私がCICに論及したのは、DTIのパトリシア・ヒューイット大臣が2001年10月の「社会的企業局の設置」に際して、「社会的企業が私的セクターからの資金調達と一般的な資金アクセスを可能にする方法」、「低い技術能力と付加価値の克服」、「社会的企業のために適切な事業支援体制の構築」、「イノベーションを促進するリスク引き受け文化の普及」、「社会的企業について」のより正確な情報と適切な事例研究の必要

性」, 「社会的企業の発展を測る尺度を創り出す方法」, それに 「省・局を超えた社会的企業の法的枠組みの理解」などを具体的に推進していく「社会的企業のアジェンダ」に注目したからである。とりわけ 、 、 および はCICに直接関連し、また 、 および はCICの大枠を示すものと私は理解した。

ヒューイット大臣はまた、この「社会的企業局の設置」の意義を次の五点に要約し、社会的企業を支える制度・法形態としてのCICsの意味内容を示唆した。すなわち、第一に、社会的企業局は、社会的企業が「公的セクター」と「不利な条件の下に置かれているコミュニティでの企業の設立」(別言すると、「社会的排除に直面しているコミュニティでの社会的企業の設立」という二つの重要なエリアに挑戦し、事業利益を得るノウハウと顧客中心意識とを公的サービスに結びつけるよう促進する。第二に、社会的企業が地方のコミュニティにおいて経済活動を拡大し、雇用受容能力を向上させてきたことから、社会的企業局は社会的企業を通じて、コミュニティ自体がコミュニティを再生するための経済活動の一層の拡大と雇用受容能力の一層の向上とを支援する。第三に、社会的企業局には社会的企業に資金助成を行なう役割があるとはいえ、助成依存を避けるよう社会的企業を指導し、より持続可能な経済的基盤を創りあげる。第四に、社会的企業局は、社会的企業の潜在可能性を考察すると同時に、多様な社会的企業にもっとも適切に価値を付加する方法を検討する。そして第五に、社会的企業局は、社会的企業セクター全体の潜在能力をより広

く、より強力にしていく。

ヒューイット大臣が指摘したこれら五つの意義を、上記 ~ の「社会的企業のアジェンダ」と合わせて考えると、CICsのおおよその枠組みが見えてくるのである。本稿は、本年7月に成立すると見られている「コミュニティ利益会社法」(Community Interest Companies Act)¹について、その背景と経済-社会的機能と役割、それにCICsそれ自体に論及することによって、イギリスにおける社会的企業と労働者協同組合(workers' co-operative)の展開方向を探ろうとするものである。

「CICs法」提案の背景と経過

先に述べたように、DTIは、03年3月に『コミュニティ利益会社の提案』を発表して、「社会的企業の展開と成長に有利な法形態」に言及した。これは、CIC法に準拠して登録された企業(例えば、社会的企業)は、(1)通常の方法で会社として登録されるが、しかし、追加的な資格条件としてコミュニティの利益に寄与していることを明らかにする、(2)その利潤と資産をコミュニティあるいはより広範な人びとのために利用する、(3)その責任をどのように遂行しているか、またその事業活動にステークホルダーをどのように参加させているかについて独立監視委員会に報告する、というものである。

では何故、DTIはCICsのこのような提案を行なったのだろうか。それについては上記の「五つの意義」と ~ の「社会的企業のアジェンダ」を考察すれば基本的に明白になるのであるが、03年10月に公表された

『社会的企業に関する中間報告』により分かり易く示されている。『中間報告』を要約すると、前半部分では、社会的企業に対して、地方のコミュニティにける公的サービスを担う組織として「質の高い専門性」と「高い費用対効果」を十分に実現することを、したがってまた、企業としてのフレキシビリティを求めている。『中間報告』がそう求める論拠の一つは、社会的企業は「病院や学校」などの公的サービスのエリアにではなく、高齢者ケア・障害者ケア・チャイルドケア（育児・保育）などのサービス、共同住宅サービス、レジャー・サービス、コミュニティ輸送サービスといった、コミュニティのニーズを満たし、コミュニティの利益と直結するサービスのエリアにおける公的サービスに最も適している事業組織であるということ、もう一つの論拠は、そのような公的サービスのエリアを担うにしても、「変化しつつある市場に適合して」事業的に成長するよう一層フレキシブルな事業展開を遂行することを求められていることである。このことから社会的企業が現在準拠している法律である「産業および節約組合法」（協同組合法）や「チャリティ法」それに「会社法」などに代わる法的形態、すなわち、CICs法を利用できるようにすることが主張されたのである。

『中間報告』の後半部分では、イギリス社会全体の政策目標を追求し、実現していく役割を社会的企業に期待することが論じられる。すなわち、イギリス社会のすべての人たちに利益を与えるために、すべてのコミュニティにエンパワーメントを保障することによって次のような政策目標に社会的

企業が関わりあうことを示唆する。すなわち、（ア）ジェンダー的平等を前進させる、（イ）雇用の創出・増大による失業率の減少、（ウ）移民（少数民族）の雇用の増大、（エ）不利な条件の下に置かれているコミュニティでの企業の促進と雇用の創出・増大、（オ）農村経済の開発である。そして社会的企業がこれらの政策を追求し、実現するために必要とされる「財源の確保」と「資金調達」に論及がなされる。

DTIは、このような内容の『中間報告』を公表することによって、02年9月に戦略局によって発表された『私的な行動、公的な利益』が論じた「CICのコンセプト」をより明確にただけでなく、CICs法を、多数のボランティア組織が準拠している「チャリティ法」と協同組合の基本的な準拠法である「産業および節約組合法」よりも適合的な準拠法となることをも示したのである。そしてさらにDTIは、『私的な行動、公的な利益』を通じて「チャリティ組織および非営利組織のセクター」に対し次のような戦略を展開することを強調した。すなわち、政府は、

- （1）これらの組織がコミュニティを再活性化し、市民に権限を与えるのに大きな役割を果たすよう支援する、
- （2）公的援助を促進する、
- （3）このセクターがより効果的で効率的になるよう支援する、
- （4）このセクターが政策や方針を決定する際には、政府と積極的にパートナーシップを組むようにする。

「戦略局」は、このような政府の戦略には「チャリティ法」の現代化 および協同組合

法の修正 が求められることを指摘し、その結果、「出資型非営利会社」という「チャリティ組織にも社会的企業にも利用できる法形態」に基づく「コミュニティ利益会社」(CIC)を示唆したのである。

私は、「戦略局」によるこのような戦略をこう理解した。「要するに、『戦略局』は、CICという『出資型非営利会社』の創出を謳うことによって『社会的企業のための新しい法形態』を提案しているのであって、その手続きとして、一方で、制限付き配当を条件に株式発行を認めることで財源へのアクセスを容易にし、強力な新しいブランドを創りだし、しかも相互扶助組織から営利組織への転換を法的に防ぎ、社会的企業のために資産と利潤を保持するような『産業および節約組合法』の現代化の提案を、他方で、チャリティ組織に適合的な組織形態でないにもかかわらず、チャリティ組織が準拠する法人形態となっている『担保保証付き有限会社』に代わる、チャリティ組織のための新しい法形態の導入の提案を行なっているのである。」²

CICおよびCICs法について

このように、政府がCIC法を提案する背景と経過はおおよそこれまで述べてきた通りである。では現在、CICはどの程度具体化され、人びとの間に浸透し、人びとに理解されるようになったのだろうか。DTIによれば、CICs法は今年の7月には成立を見ることなので、ここでは簡潔に政府によるCICおよびCICs法についての説明を見ていき、CICおよびCICs法についての理解を深

めることにしよう。

①DTIは、「CICは公共の利益 (public good) のためにその利潤と資産を利用しようとする社会的企業のために計画された、新しいタイプの会社である：

CICは会社形態のもっているフレキシビリティと確実性をもち、同時に社会的企業がコミュニティのために機能することを確かなものにするいくつかの際立った特徴をもつことから、設立が容易になる」と説明している。要するに、CICは公的な利益を担う社会的企業のための会社形態であり、CICs法は社会的企業の経営とコミュニティの利益の双方を確かなものにするための法形態である、ということである。またこの法形態によって社会的企業の設立が容易になるのだから、それによってコミュニティの利益など公的な利益も確かなものになるのである。

②それでは、何故、CICs法が必要とされるのか：

社会的企業は目覚しくかつ急速に成長しているセクターである。だが、その法形態の一部は、もともとまったく異なったタイプの組織のために企図されたものである。したがって、政府は現代のかつ適切な法的手段を創り出すことによってこのセクターを支援し、社会的企業のプロファイル(特徴的性格)を高く掲げたいと考えている。

③社会的企業はCICs法に準拠することによ

て何をしようとするのか：

CICは社会的企業のためのフレキシブルな会社形態であるが、CICは環境保全・改善、コミュニティ交通・輸送機関、フェア・トレードなど社会的目的を追求する組織となる。社会的企業は、その社会的目的を追求することによって、不利な条件の下に置かれているコミュニティを再生することに、地方のコミュニティにエンパワーメントを与えることに、また地方のレベルで新しい、革新的な財とサービスを提供することにますます大きくなる役割を果たすであろう。換言すれば、政府は、CICが病院や学校といったコア・セクターにおいて重要な公的サービスを提供すべきだと考えてはいない。むしろCICは地方のコミュニティのニーズ（コミュニティケア・サービス、共同住宅サービス、レジャー・サービス、コミュニティ輸送サービスなど）を満たす事業を展開すべきだと考えている。CICs法は、社会的企業がそのような事業を成長させ、拡大させるためのフレキシブルな法形態となる。

④何故既存の法形態では具合が悪いのか：

現在のところ、チャリティ法（the charitable status）に準拠して登録していないすなわち、慈善事業組織の法的身分をもたない事業組織は、基本的に、その資産を「公的な利益」を目的とした事業のために取り分けておくことができない。換言すれば、慈善事業組織の身分を適用する以外には「公的な

利益」の目的にその資産を固定化させる明瞭な方法がないのである。そこで、平明でフレキシブルなモデル 明瞭に定義され、平易に認識されるモデルの必要性に応じた法形態がCICs法が提案されたのである。

⑤CICs法にはどのようなものが含まれるのか：

それには「規定者」(regulator)、「コミュニティ利益テスト」および「コミュニティ利益報告書」が含まれる。

⑥CICはチャリティであることができるのか：

いいえ、できない。新しい事業組織（例えば、社会的企業）はCICかあるいはチャリティかいずれかを選択しなければならない。

⑦何故、ある事業組織はチャリティではなく、CICになることを望むのか：

「チャリタブル・ステータス」(チャリティ法)は、慈善事業の目的を推進したいと願っている人たちにはまったく相応しいものであることは疑いないので、公共の利益のために事業活動する多くの組織（「チャリティ・ステータス」に相応しい多くの組織）が特に財政的な利点のために「チャリティ」を選択することはあり得ることである。

他方、CICで事業を始めようとする人たちは「チャリティ」以外の形態で望ましいことを行なおうとする起業家であろう。何故なら、(1)彼らは、周囲の取

り巻く環境を確認し、その環境に適合するために、「非チャリタブル組織」のもつ相対的な自由さを以って、しかも「利益の分配を目的としない」(非営利組織)という明確な保証を以って、「コミュニティの利益」のために働こうとするからである。(2)チャリティ委員会メンバーはその規則上大きな権限を有する場合にのみ有償であり得る(それは、チャリティの最良の利点とみなされる)。だがそれでは、一般に有償であることを望んでいる社会的企業の創設者たちは委員会メンバーになれないし、またしばしば受け入れ難い「ボランティア委員会」に対する組織の戦略的管理を放棄することを意味するからである。(3)CICに適用される「コミュニティの利益」という定義は「チャリティ」のための公的利益テストよりもずっと幅広いからである。(4)CICは社会的企業と同じものとみなされるようになるだろう。それ故、多くの事業組織は、CICがチャリタブル・ステータスよりも適切である、と気づくようになるからである。

⑧CICは「チャリタブル・ステータス」に転換することができるのか。逆に、「チャリタブル・ステータス」に準拠する事業組織(会社)はCICになることができるのか：

CICから「チャリタブル・ステータス」への転換 その逆もまた同様であるは技術的には可能であるが、しかし、そのような要求は多くないであろう。スコットランド・チャリタブル会社はス

コットランド・チャリティ法の制約を条件づけるとのことである。

⑨CICs法は「産業および節約組合法」(I & PS法)に取って代わるのだろうか：

いいえ、取って代わらない。I & PSはイギリスのいくつかのセクターやエリアにおいてはなお非常に強力である。I & PSは、そのメンバーシップの組織構造を通じて民主的な説明責任を実行することを可能にする。政府は、協同組合セクターに非常に協力的であり、一つの法形態としてのI & PS法の重要性を認めている。このことこそ、I & PS法に最新の情報を盛り込むために提案され、法制化された議員立法を政府が支持した理由である。

DTIはさまざまな機会と場所でCICおよびCICs法について上記のような情報を提供している。次回はCICs法に含まれるコミュニティ利益テスト、財政、規則、ステークホルダーなどに論及することにしよう。

(注)

¹ CICs法の基本立法は2004年10月28日に(法案発行に必要な)「国王の裁可」(Royal Assent)を受けた「会社(監査、調査およびコミュニティ企業)法」(the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004)の第2部によっている。

² 拙著『社会的企業とコミュニティの再生』(大月書店、2005年4月)、108ページ。